

## 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例

### (目的)

第一条 この条例は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町村、学校、フリースクール等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来における社会的自立に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）第二条第三号に規定する不登校児童生徒をいう。
- 四 保護者 学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。
- 五 教育機会 義務教育の段階における普通教育又はこれに相当する教育の機会をいう。
- 六 フリースクール等 不登校児童生徒に対して学校以外の場における教育機会の確保に関する活動を行う民間の団体又は個人をいう。

### (基本理念)

第三条 不登校児童生徒の教育機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ること。

- 二 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。
- 三 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること。
- 四 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、県と連携しつつ、当該市町村の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第六条 学校は、基本理念にのっとり、個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握並びに不登校児童生徒及びその保護者が多様な教育機会を選択するための支援に努めるものとする。

- 2 学校は、基本理念にのっとり、在籍する不登校児童生徒がその状況に応じた教育を受けられるよう、当該不登校児童生徒がフリースクール等を利用する場合には、当該フリースクール等との連携に努めるものとする。

(フリースクール等の役割)

第七条 フリースクール等は、基本理念にのっとり、県、市町村、学校、児童生徒の保護者その他の関係者と連携を図りながら、不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に関する活動を行うよう努めるものとする。

- 2 フリースクール等は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒又はその保護者に対し、不登校児童生徒の将来における社会的自立に資するよう、情報の提供並びに相談の実施及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、不登校児童生徒への支援が学校のみならず学校以外の多様な場において、当該不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して行われるものであることについて理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十条 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
- 三 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、当該施策の実施状況の検証を行うとともに、必要があると認めるときは、基本方針を変更するものとする。

4 県は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第一項に規定する連絡協議会における協議をしなければならない。

(情報の提供等)

第十一条 県は、不登校児童生徒及びその保護者が当該不登校児童生徒の状況に応じた教育を適切に選択できるよう、県、市町村及びフリースクール等が行う不登校児童生徒に対する支援に関する情報を集約して提供する等の必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第十二条 県は、不登校児童生徒及びその保護者が当該不登校児童生徒の状況に応じた助言その他の支援を受けられるよう、不登校児童生徒の支援に関する専門的知識を有する者を配置して相談体制を整備する等の必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等の状況の継続的な把握)

第十三条 県は、市町村、フリースクール等及び不登校児童生徒の保護者と連携しつつ、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第十四条 県は、広報活動等を通じて、不登校児童生徒の教育機会の確保の重要性について県民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会)

第十五条 県は、千葉県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等、学識経験者その他の関係者により構成される千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 連絡協議会は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を円滑に実施するための連絡及び協議を行うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。